

# 非常変災時の措置について

## 〔1〕児童の登校前に、豊中市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令中の場合

- ① 午前7時以降、午前10時までの間において、豊中市に上記の警報のいずれかが発令中の場合は、自宅待機をさせ、解除次第、登校させてください。10時までに解除された場合は、登校後、通常通りの授業となります。（給食があります。）  
（午前10時ちょうどに解除された場合は登校させてください。）
- ② 午前10時を越えても引き続き、豊中市に上記の警報のいずれかが発令中である場合は、臨時休業とします。

## 〔2〕児童の登校後に、上記の警報のいずれかが発令された場合

学校教育活動を停止せざるを得ないと判断した場合、児童の安全確保に努め、下校させたり、学校に待機させたりするなど適切な措置を講じます。

## 〔3〕地震発生の場合

- ① 児童の登校前に、豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。  
なお、震度5未満であっても、一定の被害が発生した場合には、「登校」か「自宅待機」かの判断は、保護者の判断でお願いします。
- ② 児童の登校後に地震が発生した場合は、児童を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたるとともに、通学路の安全や校内の被害状況等を点検した上で、下校させたり、学校に待機させたりするなど適切な措置を講じます。

## 〔4〕その他

- ① ご家庭におかれましては、万一保護者不在の場合には、あらかじめ児童に行き先（連絡先）を明らかにしておいてください。また、下校後の対応につきましても、ご近所や知り合いのご家庭にお願いするなどの方策を講じておいてください。
- ② 日頃からご家庭でも、非常変災時の対処の仕方につきましては、児童を交えた話し合いをしておいてください。
- ② 保護者の判断において、児童の安全確保上の問題から、「登校」を見合わせられた場合は、「欠席」ではなく、「出席停止」扱いとします。
- ③ 放課後子どもクラブの開設に関しましては、こども事業課 放課後こども係から別途出されているプリントをご覧ください。